

独立行政法人国際協力機構の平成23年度の業務実績に関する項目別評定表

平成24年8月23日

<p>中期目標評価：中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。 事業年度評価：中期計画において定められた各項目についての実施状況を評価する。</p>	<p>イ：中期計画等の実施状況は計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。 ロ：中期計画等の実施状況は計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。 ハ：中期計画等の実施状況は計画通り順調である。 ニ：中期計画等の実施状況は計画に対してやや順調でない。 ホ：中期計画等の実施状況は順調でない。</p>
---	---

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	(1)組織運営における機動性の向上	<p>開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者や民間セクターとも連携を図り、開発途上地域のニーズを的確に把握する。</p> <p>また、統合効果を最大限に発揮する観点から、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるような体制の定着を図る。</p> <p>併せて、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。</p> <p>さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点について設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現地ODAタスクフォース等、現地における政府開発援助(以下「ODA」という。)実施のための連携体制に積極的に参加する。 ●人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導体制の定着を図る。 ●部局間の連携を強化するとともに、業務運営に係る決裁プロセスを合理化し業務効率の促進を図る。 ●既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。 ●EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ●国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	<p>小No.1: ハ</p>	<p>中No.1: ハ</p>	<p>平成23年度は、内外の環境の変化と中期的展望に係る考察を踏まえて、今後取り組むべき重要課題について組織横断的な検討を進め、その実行に着手した。また、組織運営及び業務遂行上取り組むべき事項のうち優先的に対応すべき課題について、役員のリダーシップの下で、PDCAサイクルに則って組織全体で取り組んだ。</p> <p>本部組織の見直しについては、更なる統合効果の発揮と業務の効率化・迅速化を目指して、部室課の削減や、分掌見直し等を行った。また、23年下半年にメコン地域で発生した洪水に迅速かつ適切に対応すべく、メコン地域洪水被害緊急対策本部を設置し、国内外の関係機関や民間企業との連絡・調整について一元的に対応した。</p> <p>海外拠点についても、引き続き配置適正化に取り組み、23年度は独立直後の南スーダンと支援ニーズが拡大するイラクに新たに拠点を設置したほか、新政権が発足したコートジボワールの拠点機能の強化を図り、新たな支援ニーズに迅速に対応した。</p> <p>国内拠点についても、配置計画の最適化を念頭に包括的に見直し、大阪国際センターの閉鎖とその機能の兵庫センターとの統合、札幌国際センターと帯広国際センターの統合、広尾センターの機能の市ヶ谷への移転に係る検討・調整を進めた。また、東日本大震災の被災者に対する支援として、二本松青年海外協力隊訓練所において7月末迄被災者の受入れを行った。</p> <p>自然災害等に関するリスクに対する取組については、23年3月の東日本大震災発生時における対応と課題も踏まえ、首都圏直下地震により本部機能が停止するケースを想定した事業継続計画(BCP)の策定に着手した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。</p> <p>なお、3つの援助手法の連携による相乗効果が発揮され、複雑化、多様化する開発課題に適切な対応が図られるよう、引き続き海外拠点及び本部における部室課の継続的な見直しが求められる。国内拠点の統合については、地域と育んできたネットワークを維持しつつ、実質的な効率化が図られるよう引き続き努力することが必要である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)業務運営全体の効率化	<p>(イ)業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。 ●コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。 ●内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。 <p>(ロ)随意契約等における委託等について、国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図るとともに、契約の妥当性について、第三者の参加を得て検証を行う。併せて、委託先での執行状況をチェックするシステムを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。 ●契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行うとともに、契約の情報を積極的に開示し、透明性の確保を図る。また、委託先での適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認等のチェック手続きを強化し、実施を徹底するとともに、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 <p>(ホ)「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システムに係る監査並びに刷新可能性調査を実施するとともに、平成21年度末までに、最適化計画を策定する。策定した最適化計画は速やかに公表し、実施する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家等派遣事務手続きの効率化 ・研修員受入事務手続きの効率化 ・ボランティア関連事務手続きの効率化 ・コンサルタント契約手続きの簡素化、合理化 ・内部連絡文書の合理化状況 <p>・関連公益法人等との契約実績</p> <p>・「随意契約見直し計画」の進捗状況及び第三者による検証結果</p> <p>・契約の情報開示の状況</p> <p>・委託先の執行状況のチェックシステムの強化</p> <p>・不正行為等に対する取組</p> <p>・市場化テストの導入実績(海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務にかかる民間競争入札の実施)</p> <p>・システム最適化計画の策定及び実施の状況</p>	小No.2: □	中No.2: □	<p>事務手続きの効率化については、平成23年度は、専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの簡素化及びシステム等の導入による電子化を引き続き進めた。コンサルタント契約手続きの合理化については、精算手続きが最も煩雑な一般業務費の定率化を引き続き試行導入するとともに、23年度は新たに抽出検査を実施した。</p> <p>また、随意契約見直し計画については、23年度も自主的に数値目標を策定し、契約監視委員会における競争性のない随意契約の網羅的点検の結果を踏まえて作成した執務参考資料「競争性のない随意契約にかかるガイドライン」を周知したほか、契約締結前の一元的なチェックや競争性のある契約への移行状況のモニタリング等に取り組んだ結果、目標を達成した。他方、一者応札・応募については、従来からの取組に加え、23年度は新たに採択案件情報の公開、プレ公示の充実化、関心表明制度の廃止、調達情報ウェブページの改訂などの取組を行った結果、21年度比では5.2ポイント改善したものの、22年度比ではやや悪化した。なお、関連公益法人との競争性のない随意契約については、「随意契約等見直し計画」においてゼロとすべく取り組んだ結果、1件まで減少した。</p> <p>契約の情報開示と透明性の確保については、22年度に開始したプロポーザルの評価の視点と配点の公表に加え、23年度にはプロポーザルの採点結果の公表を開始した。また、22年度に試行導入した外部審査委員による選定プロセスの競争性・公正性の審査を継続・拡大し、選定プロセスの透明性の一層の向上を図った。他法人に先駆けて導入した「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」についても、引き続きウェブサイト上で情報を公開した。</p> <p>経費の効率化については、平成23年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、業務経費及び一般管理費について、それぞれ前年度予算比1.3%及び18年度予算比年率3%以上の効率化を達成した。人件費については、23年度計画の削減目標に沿って、対17年度実績比6.0%を上回る削減を行った。</p> <p>また、これらの効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、23年度は、技術協力業務全般の手続き合理化と効果的な事業マネジメントの定着を目的として、「技術協力業務マニュアル」を体系的に取りまとめ、運用を開始した。さらに、機構が進めている国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の作成や協力プログラム形成等の戦略的な事業実施に向けた考え方を機構内に一層浸透させるなど事業の質の確保に貢献すべく、機構職員等に対する事業マネジメント研修を行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、今後は、「真に随意契約によらざるを得ない」契約及び企画競争による契約のアカウントビリティの向上(外部者の導入の拡大等の選定手続きの透明化、価格の適正さの担保の方法の改善等)に目を向けるべきである。一者応札・応募の改善については、引き続き、公募案件に対する複数者応札への取組など、競争性確保のための努力が求められる。</p> <p>また、閣議決定などに沿って実施したJICE委託事務の直営化については、効率を損なうことのないよう引き続きモニタリングを行うことが期待される。</p> <p>ラスパイレス指数の低減については、今後も努力が求められる。一方で、国家公務員より給与が高い理由については、機構の事業を担う人材として適切な給与であることを、引き続き対外的に説明していくことが必要である。人件費の抑制については、モラルの低下、人材の流出に繋がらないよう、適切な配慮を合わせて実施することが求められる。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ハ)中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、運営費交付金を充当する業務経費(重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、中期目標期間中、運営費交付金を充当する一般管理費(特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく研修監理業務及び専門家等派遣支援業務の実施に必要な人件費は削減対象より除く。</p> <p>(二)効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないよう、モニタリング手法の確立に努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・運営費交付金を充当する業務経費の毎事業年度1.3%以上の効率化</p> <p>・運営費交付金を充当する一般管理費の平成18年度比年率3%程度の効率化</p> <p>・人件費の削減(18年度から6年間で6%以上(対17年度実績比)の削減)</p> <p>・業務の質に係るモニタリング手法(プロジェクトの成果管理等)の確立に向けた取組</p>	小No.3: ハ		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(1)統合効果の発揮	<p>国際競争力の高い援助を実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用し、開発途上地域等の需要に的確かつ迅速に対応する。援助事業のプログラム化を進め、3つの援助手法の相乗効果を最大限に発揮させるよう取り組む。そのため、</p> <p>●国別・地域別アプローチを強化し、開発途上地域等の開発政策に則し、3つの援助手法を一体的に活用した効果的な事業を実施する上で、優良な協力プログラムの形成を支援する。</p> <p>●技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に係る調査業務を「協力準備調査」として集約し、案件形成の迅速化とともに3手法間の連携による援助効果の向上を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・国別援助実施方針及び事業展開計画の作成・活用実績</p> <p>・協力プログラムの形成状況</p> <p>・協力準備調査の導入・実績</p> <p>・迅速化に向けた取組</p>	小No.4: □	中No.3: □	<p>平成22年6月に発表された外務省の「ODAのあり方に関する検討」により、プログラム・アプローチの推進が政府方針として打ち出されたことを踏まえ、機構は、従来からのプログラム化に向けた取組に加え、開発課題に関する分析の深化や援助手法の一体的運用を通じて、プログラム・アプローチの更なる強化に取り組んできた。</p> <p>具体的には、協力準備調査の適切な実施を通じて、案件形成の機動性及び迅速性の向上を図り、特に、円借款事業では、案件形成から円借款の供与までを一元的に扱うことが可能となり、案件形成段階における迅速性及び機動性が向上し、より計画的かつ戦略的な協力が可能となった。</p> <p>開発課題の解決に向けた戦略的なアプローチの検討に向けては、社会経済指標等のデータを用いて、国ごとの開発課題や他の援助機関の戦略、過去の教訓等に関する分析を深化させ、優先的に取り組むべき開発課題とその解決に向けた効果的なアプローチを検討する国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の策定を進めた。</p> <p>プログラムの形成にあたっては、3つの援助手法を有機的に組合せたプログラム・アプローチを強化するとともに、援助効果の最大化を図るべく、国内外の関係者とのパートナーシップも強化した。併せて、「協力プログラムの戦略性の強化に係るガイドライン」の内容を見直し、プログラム・アプローチを一層推進していくための環境整備にも取り組んだ。機構は、戦略性の向上とプログラム運営の効率化の先行検討のため、外務省との間でパイロット・プログラムを形成することとしており、22年度には5件、23年度には45件を機構から外務省に提案した。</p> <p>これらの取組を通じて、技術協力の成果を基に資金協力を通じてスケールアップを図り開発課題の解決を目指す取組、プログラムローンの供与と組み合わせた技術支援、洪水対策における緊急援助から復旧・復興段階に至るまでの継ぎ目のない支援等、様々な形で統合によるシナジー効果が発現している。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、今後は、連携の数に加えて連携の質も重視しつつ、更なるシナジー効果発現に向けた努力を期待する。プログラム化については、広範な開発課題に対して効果的な支援を実施する方策を引き続きモニターする必要がある。また、国別分析ペーパーを着実に完成させ、知見の蓄積を図るとともに、NGO等外部関係者との共有を期待する。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 事業に関する横断的事項	<p>(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、海外経済協力会議で審議される重要事項、政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助計画、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国別・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上国側の開発政策及び援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力、有償資金協力、無償資金協力等につき、これらの援助手法の特色を十分に活かしつつ、効果的に業務を実施する。その際、開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努めるとともに、他の援助実施機関との連携を密にし、さらには、日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)等の政府開発援助以外の公的資金(OOF)の実施機関との連携を図る。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政府の案件採択に資するよう、政府の援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。 ● 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。 ● 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、貧困、災害、感染症、気候変動等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。 ● 地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップを強化し、その知見や技術を事業に活用するとともに、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 案件形成支援の実績 ・ (変更前指標) 案件形成支援における現地リソースの活用状況 ・ (変更前指標) 企画調査員の配置の重点化 ・ 課題別指針の策定・更新実績 ・ 分野・課題データベースやコンテンツの整備・活用の実績 ・ 「人間の安全保障」の視点の事業への反映 (参考指標：平和構築支援の実績(研修、マニュアル改訂等体制強化を含む)) ・ 民間連携に向けた取組の実績 ・ 事業における民間の活用(業務実施契約等)の実績 ・ 各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況 ・ 専門家における国民各層の参加状況 	小No.5: □	中No.4: □	<p>平成23年度は、23年3月に発生した東日本大震災からのいち早い復興を目指して、「開かれた復興」を最優先課題に位置づけ、被災地の復興支援、地震・津波等の災害に係る日本の経験と教訓の国際社会との共有、日本経済の再生への貢献を念頭に、「新成長戦略」を踏まえた民間企業の海外展開の後押しにつながる取組等を行った。また、東日本大震災に際して各国から示された連帯及び信頼に誠実に応えるべく、MDGs達成に向けた貢献や、アフリカ支援やアフガニスタン支援等、政府の国際公約の達成に向けた貢献を念頭に置いた支援を着実に実施した。</p> <p>開発パートナーシップの強化については、旧来のドナー国・機関に加えて、新興ドナーや国際NGO等との連携強化の取組を行った。また、日本のODAの特徴であるCDや南南協力・三角協力について、機構が蓄積してきた知見を「第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」(HLF4)等の国際的な援助の潮流を議論する場で積極的に発信し、日本のODAの意義と有効性についての理解促進を図り、援助潮流の形成に貢献した。民間企業との連携事業としては、BOPビジネス及びPPPインフラ事業を念頭に置いた協力準備調査に関する公示を行い、BOPビジネスに関しては32件を、PPPインフラ事業については16件を採択した。PPPインフラ事業計画のうち妥当性が確認された案件については、海外投融資のパイロットアプローチ対象案件として審査を行った。加えて、地方自治体、大学、NGO等との連携も促進し、地域の知見の開発途上国支援への活用と国際協力の知見の地域社会への還元を行った。</p> <p>また、事業の質の向上を図るべく、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映にも努めた。また、アフガニスタン等の安全管理上特別な配慮が必要な地域における機構関係者に対する安全管理・対策の強化に取り組んだ。</p> <p>情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求については、適正に対応するとともに、個人情報保護実施細則等関連規程類の改訂を実施した。また、情報セキュリティ管理枠組みの改善や強化に役立つ的確な助言を得ることを目的として、情報セキュリティ管理にかかる外部監査を実施した。</p> <p>広報効果の向上に向けた取組については、引き続き経費の削減に努めながら、マスメディア等のオンラインリーダーに対する「専門広報」と、国際協力に対する国民の理解と支持の拡大を目的とする「一般広報」を両輪とした取組を進めた。特に23年度は、東日本大震災の被災地に配慮しつつ、日本と開発途上国の絆や復興における国際協力の意義について広く国民の理解を得るための広報に取り組んだ。</p> <p>国際協力に対する幅広い理解や支持の確保については、国際協力に携わる他機関や団体等と進める国際協力プラットフォーム事業や国際協力関連の政府機関や団体等が一堂に会するイベントを通じて、東日本大震災からの復興における国際協力の意義を広く訴え、多数の参加者や支持者を得た。また、ODA事業の透明性の向上を目的とした「ODA見える化サイト」については掲載件数を前年度比7倍と大幅に拡大し、アクセス数の倍増につなげた。23年度末に実施した「全国市民アンケート調査」では、ODAや機構の認知度の向上が明らかとなった。</p> <p>マスメディア等との連携を通じた専門広報については、「メディア懇談会」を拡充したほか、東日本大震災に貢献する機構の取組やその他のメディアの関心の高いテーマについて積極的に発信した。23年度は、東日本大震災の影響により、上半期の報道実績は大きく減少したものの、年度後半以降の積極的かつ効果的な情報発信により、売込み掲載記事は22年度を上回り、社説・解説報道等にて、ODAの意義や機構の役割の重要性、ODA予算削減の見直し等の骨太な報道が前年度以上になされた。</p> <p>また、わかりやすい広報については、無関心層や潜在的関心層に働きかけることを念頭に、国際協力に造詣の深い著名人の参画を得た国際協カイベントや番組放映等を通じて、日本と開発途上国のつながりや国際協力の意義について、東日本大震災からの復興に関連づけるなどしてわかりやすく発信し、多くの参加者や視聴者を得た。また、若年層の関心が高いソーシャルメディアを通じた発信も強化した。</p> <p>在外広報においても、ローカルメディアの本邦招聘等を通じて震災からの復興や機構の取組に関する広報に取り組み、海外拠点における報道実績も拡大した。</p> <p>環境社会配慮については、21年度に完成させた新ガイドラインを適切に運用し、合計482件について案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面を与える影響に対する配慮状況についての確認を行った。また、第三者委員会(環境社会配慮助言委員会)を54回開催し、外部専門家から環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。会合は全て公開で行い、逐語議事録を機構ホームページ上で報告するなど、意思決定の透明性を確保した。また、環境社会配慮に係る職員の理解を深めるための研修を行った。これらの取組の結果、案件形成過程における環境社会配慮に係る手続き面の確認が強化されたとともに、事業計画への住民視点の反映が強化された。また、横断的かつ多角的な検討により、機構が行う協力準備調査の質の向上が図られた。</p> <p>機構内の環境社会配慮に関しては、国際環境規格(ISO14001)に基づく環境マネジメントシステムを引き続き適切に運用した。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>●日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)との適切な連携・協力を確保する。</p> <p>●事業の質の向上の観点から、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績 ・援助協調の枠組への対応の実績 ・「日本政策金融公庫」(国際協力銀行業務)との連携の実績 ・現地人材(現地コンサルタント・NGO等)の活用の実績 ・現地及び第三国リソースの把握状況(現地コンサルタント等の情報整理、帰国研修員ネットワークの整備状況) ・関係者に対する安全対策の実績 ・コントラクター等向けの安全対策の実績 			<p>さらに、12月に南アフリカのダーバンで開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)においては、アフリカやアジアの国々との対話を行い、気候変動脆弱国への支援の方向性等について議論を行った。</p> <p>男女共同参画については、ジェンダー主流化推進体制の下、国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)及び課題別指針の策定プロセス並びに個別案件の計画・実施の各段階においてジェンダーへの配慮が適切にされるよう、ジェンダー担当部署が協議に参画し、必要なジェンダー視点について検討する体制の定着を図った。また、東日本大震災からの復興に向けた取組においてもジェンダー視点が配慮される体制を築き、被災地支援の際にも機構のジェンダー主流化に関する知見を活用した。</p> <p>事業評価については、3つの援助手法において整合性のある評価手法を引き続き適用し、PDCAサイクルに沿って一貫した事業評価を実施した。成果指標の明確化については、円借款の運用・効果指標に係る資料の整備や技術協力におけるベースライン調査の推進を行った。プログラム単位の評価については、外務省と試行的に行うことを合意している5件のプログラムのうち、2件のプログラム計画書の内容について検討を進めた。インパクト評価については、試行的な評価の実施を通じた関係者へのフィードバックや職員への周知を目的とした研修を行った。コスト効率性に関する評価手法については、22年度までの調査結果から、事業における同評価手法の一律の組み入れが困難であることが判明したため、総合的な取組として、成果の定量化及び数値目標の設定の徹底を図るとともに、計画内容の精緻化や指標の達成度をモニタリングする取組を行った。また、評価結果の一層幅広い情報提供を目的として、ホームページ上に英文版の事後評価報告書の検索機能も追加した。</p> <p>さらに、評価体制の充実と評価の質の向上を目的として、事業評価外部有識者委員会を2回開催し、委員からの意見や助言に基づき対応策の検討を進めた。また、外部評価対象案件について、外部有識者や機関等による事業評価を引き続き実施した。</p>
		(ロ)独立行政法人国際協力機構法第40条に基づく主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務大臣の要請への対応 	小No.6: -		<p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p>
		(ハ)機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求への対応の実績 ・個人情報保護体制の整備状況 ・わかりやすい広報に向けた取組 ・マスメディア等との連携の実績 	小No.7: □		<p>なお、効果的な事業の実施については、人間の安全保障の視点をいかした援助、震災の経験を踏まえた復興関連の事業及び防災ノウハウの提供は、日本の国際援助の中核を成すべきものであり、引き続き重点的に取り組むことが期待される。</p> <p>また、今後も、民間企業、大学、自治体、NGO等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、既存の援助スキームの枠にとらわれない革新的な連携の形を実現していくことを期待する。これらの制度構築にあたっては、広く市民の発意が反映されることを期待する。</p> <p>アフリカ支援については、TICAD VIに向け、目標設定をアウトカム・アウトプットベースで設定すべく、検討することが求められる。また、特にアフリカ進出の著しい中国との間では、持続可能な開発支援のためのノウハウの共有が期待される。</p> <p>情報公開、広報については、今後も、市民の認知度を含めた一般世論や広報ターゲットに配慮しつつ、情報発信が一層効果的になされるよう継続的な取組を期待する。</p> <p>環境社会配慮については、援助対象国の多文化状況に留意し、社会的弱者にも十分に配慮した支援が引き続き行われることを期待する。気候変動対策については、関連の案件形成・実施、国際的政策形成への貢献は高く評価されること、さらなる成果の発現に向けた取組を期待する。</p> <p>男女共同参画については、今後もジェンダー主流化推進、配慮に関する広報の充実を図るとともに、モニタリングと事業の改善に向けた取組を一層推進することを期待する。</p> <p>事業評価については、適切な事業評価を引き続き推進すべく、今後も事業評価の質の更なる向上や事業へのフィードバック機能の強化を期待する。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(二)事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。</p> <p>なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境に及ぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格(ISO14001)に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの適用実績 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況 ・省エネルギー・省資源への対応の実績(光熱水量および廃棄物量) ・「JICA環境方針」を踏まえた環境関連案件の実績 	小No.8: □		
		<p>(ホ)男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー主流化推進体制の定着状況 ・職員その他の関係者に対する研修の実績 ・ジェンダーに配慮した事業運営の実績 	小No.9: ハ		
		<p>(ヘ)客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前から事後にいたる一貫した効率的な評価を実施する。 ●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等による評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価件数を全評価件数の50%以上とする。 ●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。 ●フィードバック機能を強化し、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。 ●各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう、調査研究を行い、その開発に取り組む。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫した評価の実施状況 ・外部有識者事業評価委員会の開催実績 ・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全事後評価件数に占める割合(50%以上) ・評価結果の公開状況 ・評価から得られた教訓の事業への活用状況 ・コスト効率性に関する評価手法の開発の取組 	小No.10: ハ		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)各事業毎の目標 (イ)技術協力(法第13条第1項第1号)	<p>(i)技術協力業務は、開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的及び迅速に実施する。また、想定される投入要素の内容及び概算経費の精度の向上を図りつつ、案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定するとともに、案件の実施中に行う評価の結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行う。そのために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。 ●開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。 ●候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。 ●案件実施に当たり、事業内容及び積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。 <p>(ii)研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。 また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。 加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。 青年研修事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。 ●海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。 ●日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。 ●青年研修事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力が絞り込むことにより、研修効果を高める。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的能力開発を重視した事業及び知見の蓄積の状況 ・南南協力支援事業の実績 ・標準的な概算経費算出方法の導入 ・計画内容の精緻化を図るための措置 	小No.11: 八	中No.5: 八	<p>平成23年度は、キャパシティ・ディベロプメント(CD)を重視した事業及び南南協力支援について質の高い事業を推進するとともに、その有効性を国際援助潮流を議論する場で共有すべく、「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム」(HLF4)、OECD/DAC南南協カタスクチーム主催の国際会議等において積極的に発信した。</p> <p>研修員受入事業については、22年度に確立した事後評価制度を適切に運用し、「テーマ別実証調査」、「全数(アンケート)調査」、「帰国研修員追跡調査」を実施したほか、帰国研修員のフォローアップとして、「ソフト型フォローアップ協力」を23件実施した。</p> <p>また、研修事業と協カプログラムの整合性を一層高めるため、研修案件の改廃の検討において、地域及び課題の両側面から研修ニーズを把握するための体制を強化した。</p> <p>事業管理の面では、引き続き事業内容の精緻化や事業マネジメントの向上に取り組んだほか、専門家については、民間人材を含めた幅広い人材の積極的活用を行う観点から、公示・公募による人材の確保を推進した。コンサルタント選定については、競争性と透明性の向上を図るべく、「JICAコンサルタント等契約における調達方法の改善検討に係る有識者委員会」を設置し、「コンサルタント等契約における競争性、公正性の向上のためアクションプラン」を作成した。さらに、採択案件の情報公開を進めるとともに、新規実施予定案件情報の充実を図った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。</p> <p>なお、海外研修員受入事業については、案件採択見直しと研修員帰国後のフォローアップの継続および、短期的、中期的な成果を踏まえた評価体制の強化を期待する。 CDに焦点を当てた積極的取組は評価できるところ、個人-組織-制度・社会レベルをつなぐCD強化の具体策や成果を広く共有するための検討と普及を更に進めてもらいたい。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(iii)相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。 ●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。 <p>またコンサルタントについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。 ●緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公示・公募による人選の割合、人選のための委員会の実施状況、及び人選基準や手続きの改善状況 ・人材の業績評価の実施・反映 ・コンサルタント選定方法の改善 ・緊急案件における選定手続の迅速化 			
	(口)有償資金協力(法第13条第1項第2号)	<p>(i)有償資金協力業務は、開発途上地域等に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上国の自助努力による経済発展、経済的自立を支援するものであり、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●円借款事業及び海外投融資事業の適正かつ迅速な形成に努める。 ●我が国の政策的な優先度と開発途上国のニーズを踏まえた円借款事業及び海外投融資事業を促進する。 ●円借款及び海外投融資を通じて、開発途上国における経済活動の活性化による自立的な経済成長を支援する。 <p>(ii)円借款については、開発効果の持続性の確保と増大のために、借入国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の形成・運営・維持管理体制等が適切に整備されるよう、我が国及び機構の持つ知見等を活用しつつ、知的協力を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●円借款借入国との緊密な政策対話やマクロ経済調査等により、借入国の債務持続可能性等を把握し、事業実施能力の向上を図る。 ●円借款事業の開発効果を高めるための調査・研修等を今後とも推進する。 ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、円借款事業を通じた開発効果の向上に努める。 <p>(iii)海外投融資については、開発効果の高い事業を対象とするとともに、適切な監理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発途上国の開発政策等に沿い、開発効果の高い事業を対象として実施する。 ●過去の実施案件の十分な研究・評価を活かし、海外投融資事業の監理を適切に実施する。 ●地方自治体、大学、民間企業、NGO等とのパートナーシップにより、海外投融資事業を通じた開発効果の向上に努める。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円借款事業の適正かつ迅速な形成の実績 ・政策優先度及びニーズの高い円借款契約締結の実績 ・経済社会インフラや投資環境整備等、民間経済活動の促進に資する円借款承諾の実績 	小No.12: □	中No.6: □	<p>平成23年度の円借款供与実績は、貸付実行額が前年度を下回ったものの、新規承諾案件については、22年度末の東日本大震災の影響等を受けて先送りされた案件も含め、業務が正常化した23年7月以降実質的に9カ月間で着実に進捗させたことで、前年度を上回る進捗となった。また、道路、橋梁等のインフラ整備に加えて、災害復興やミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた支援等の社会セクターへの円借款の支援実績も積極的に増やすべく、復興外交やパッケージ型インフラ海外展開、保健・教育分野への支援強化、気候変動対策、アフリカ支援等、政策的優先度及び開発ニーズの高い事業の実施及び案件形成に努めるとともに、新制度の導入を進めた。</p> <p>また、19年度より取り組んできている円借款事業の迅速化についても、9カ月の標準処理期間内に借款契約調印に至る案件の割合を向上させるべく、引き続き案件の進捗監理の強化や、当事者間での事業実施スケジュールの情報共有等を図り、23年度承諾案件の目標達成率は46.8%まで向上(過去の平均の達成率は41.9%)し、迅速化の成果が着実に表れた。</p> <p>加えて、円借款事業の開発効果を高めるため、常時のモニタリングを通じて進捗状況を把握することにより、早期の問題解決に取り組むとともに、案件形成・実施等の各過程における研修の実施、調査の実施と得られた課題・教訓の相手国へのフィードバック、地方自治体・大学・民間企業・NGO等との連携等に、引き続き取り組んだ。また、相手国との政策対話やマクロ経済を含む調査を実施する際に、機構全体で取り組んでいる国別分析ペーパー「JICA Analytical Work」(AW)の活用を図った。</p> <p>海外投融資については、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、海外投融資再開に対応する中期計画及び業務方法書の改定や組織体制の整備を行い、年度末までにベトナム、パキスタンにおいて2案件の出融資契約を結んだ。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、迅速化の進展及び意欲的に制度改善に取り組んだ実績は高く評価できる。今後も、相手国と行う総合的な調査等に際して、AWの適切な活用を期待する。また、技術協力や無償資金協力との組み合わせによる現場の強みを活かしたプログラム支援の取組を強化すべきである。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ハ)無償資金協力(法第13条第1項第3号)	<p>(i)無償資金協力業務については、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、条約その他の国際約束に基づき、案件を適正かつ効果的・効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについてはその案件が適正かつ効果的・効率的に実施されるよう、その促進に努める。</p> <p>(ii)無償資金協力事業の競争性と透明性の一層の向上を図るとともに、工期設定の柔軟化、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度の改善に係る検討を進め、入札への参加拡大を図る。</p> <p>(iii)積算審査の強化等の取組を実施し、総合的なコストの縮減を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>入札参加拡大のための取組</p> <p>総合的なコスト縮減に向けた取組</p> <p>総合的なコスト縮減の実績</p>	小No.13: □	中No.7: □	<p>平成23年度は、機構に移管された無償資金協力事業の実施に必要な業務について、21年度に整備された制度の更なる定着及び改善に取り組み、案件管理と資金管理を一元的に扱う無償資金協力実施監理システムの稼働を開始した。東日本大震災の経験を踏まえた広域防災の取組や、22年6月の閣議で決定された「新成長戦略」を踏まえた協力の実施等、政府の政策的課題も踏まえて、機構は案件の迅速かつ適切な形成を進めた。</p> <p>入札参加拡大に向けた取組としては、新たに建設業者間の共同事業体の結成基準を緩和するなどの改善を図った。また、急激な価格変動や治安状況の悪化等に対応するため21年度より試行している予備的経費については、23年度はアフガニスタン、エクアドル及びペルーにおける事業実施に際して適用し、コンサルタント及び施工・調達業者等の負担の軽減につなげた。</p> <p>コスト縮減に向けた取組に関しては、21年度に改訂を行った「ODAコスト総合改善プログラムフォローアップ実施要領第二版」に基づき、質の担保を念頭に置いた縮減に努めた。機構が事前の調査を行う施設案件を対象とし、計画段階における付帯的施設の再検討、適切な工期の設定、案件規模の適正化等を進め、設計段階における仕様・設備の合理化の徹底、構造の再検討等を引き続き実施した。その結果、対象案件全体で12.01%のコスト縮減が見られ、縮減率が前年度実績比で3.33%向上した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、東日本大震災の経験を踏まえて、広域防災支援やタイにおける大洪水を踏まえた復興支援を迅速に行ったことは評価できる。引き続き、機構における無償資金協力事業の更なる定着と改善への取組を期待する。</p>
	(ニ)国民等の協力活動(法第13条第1項第4号)	<p>(i)本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、</p> <p>●プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。</p> <p>●ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。</p> <p>●帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援をはじめ、ボランティアの経験をいかす場の拡充に努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>ボランティア派遣実績</p> <p>プログラムの中での他事業との連携状況</p> <p>他機関との協調の実績</p> <p>募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善</p> <p>現職参加促進の取組(教員、地方自治体、民間企業等を対象とした取組)</p> <p>ボランティア経験者による社会還元活動実績</p> <p>帰国隊員に対する進路開拓支援の状況(キャリアパス研修の実績等)</p>	小No.14: □	中No.8: □	<p>ボランティア事業については、平成23年度は、外務省が公開した海外ボランティア事業に関する政策ペーパー及び外部有識者を中心に関係省庁の参加も得て開催した「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」等からの提言を踏まえ、「世界と日本の未来を創るボランティア～JICAボランティア事業実施の方向性～」を策定するとともに、具体的なアクションプランを取りまとめて公表を行う等、質の高いボランティア事業の実現を目指した抜本的な事業見直しを行った。</p> <p>これらの事業見直しに沿って、23年度は特に民間企業との関係強化に取り組んだ。具体的には、経済産業省と共同でグローバルに活動する企業等を対象とした初の「企業が求めるグローバル人材」シンポジウムを開催したほか、民間企業と機構のボランティア事業の連携事例等を網羅的に紹介するウェブサイトコンテンツ「サポーター宣言」を立ち上げ、23年度末までに50社を超える企業等から支援表明を受けた。さらに企業からのニーズに沿って派遣国や活動内容、職種、派遣期間の選択・調整を可能とさせる「民間連携ボランティア」制度の導入に向けて試行的派遣を実現させた。</p> <p>また、ボランティアの帰国後の支援強化に積極的に取り組み、進路開拓支援セミナーや帰国時オリエンテーションに民間企業の人事担当者を招へいし、企業の今後の展開の中で求められる人材と、帰国ボランティアへの期待について講義を行う等の就労促進支援に努めた結果、23年度は帰国ボランティアへの求人数が22年度比でほぼ倍増するなど、第2期中期目標期間当初の実績値から大幅に拡大した。また、国内拠点や進路相談カウンセラー等との協働による地方自治体や教育委員会への継続的な働きかけにより、採用や選考におけるボランティア経験者に対する特別措置の拡大が図られた。</p> <p>23年度は東日本大震災の発生により、年度当初は募集広報や説明会の開催を全面的に控えたことなどから、募集・派遣等の実績に影響が見られた。一方、訓練・研修においては、被災者を支援するために3月から7月末までの間、二本松青年海外協力隊訓練所を避難所として提供し、同期間の訓練生に対しては、代替の施設(大阪国際センター)において訓練を行うとともに、訓練終了後は、派遣までの期間、被災地の仮設住宅等でボランティア活動に従事する等の所外活動プログラムも導入し、ボランティア事業のノウハウを活かした被災地支援を実施した。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行う。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きのさらなる迅速化に心がける。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。 ●草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。 ●草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ、現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。 ●地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外できめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。 ●国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草の根技術協力事業の実績 ・NGO等との連携推進の状況 ・NGO人材育成研修等の実績 ・草の根技術協力事業への理解を得るための取組 ・草の根技術協力事業の手続きの簡素化（NGO等からの要望を踏まえた事務合理化） ・NGO等が活動するために必要な情報の整備 国数 ・海外における支援の実施状況 ・市民参加協力支援の実績 ・地球ひろばによる活動支援実績（来館者数、イベント・セミナー開催件数、登録団体数） 	小No.15: □	<p>NGO等との連携、国民参加支援については、平成23年度は、22年度に導入した事業規模（期間・上限額）を拡充する制度改善に沿って事業を実施し、草の根パートナー型は前年比19%増と大幅に案件実績が拡大した。また、事業のもたらした効果・変化・課題を調査することを目的に事後調査を実施したほか、22年度に設置した「評価スキーム検討タスク」においては、NGO関係者や外部有識者と共に質の向上に向けたモニタリング・評価の改善案を検討し、アカウントビリティの向上を図る等、草の根技術協力事業の制度改善に努めた。</p> <p>また、NGO-JICA協議会を4回開催し、開発教育、地域連携、国内外の活動連携、人材育成、国際協力PRの5つのテーマに分けて議論を行った。さらに、23年度からの新たな取組として、設立年数が浅く小規模なNGOの海外におけるプロジェクトを支援する「ホップ！ステップ！！国際協力」プログラムを導入し、5カ国での活動支援を行った。本取組により、これまで機構との連携実績が無かったNGOとの連携促進に繋がるとともに、機構が取り組むNGO支援に対する理解の向上に寄与することが出来た。なお、「市民参加による国際協力の拠点」である広尾センター（地球ひろば）においては、23年9月には開設以来の来館者数が70万人を超え、東日本大震災による施設利用の制限等による来館者数への影響は大きくあったものの、地球ひろばの利用者数や外部団体による施設利用数、登録団体数等、いずれの指標においても自己目標値を大幅に上回る実績を上げ、市民参加の拠点として大きく貢献した。</p> <p>開発教育支援については、平成23年度は、東日本大震災の影響を受け、直接被災した東北支部、二本松青年海外協力隊訓練所及び筑波国際センターに加え、臨時的に訓練所機能を担った大阪国際センターや、広尾センターでは、一定期間、施設訪問の受け入れ等を取りやめるなど一部の活動が実施できなかったものの、国際協力出前講座を始めとする各種開発教育支援プログラムについては引き続き取り組んだ。また、質的改善に向けた取組を継続した結果、参加教員に対する満足度調査ではいずれのプログラムにおいても高い評価を得た。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、ボランティア事業については、グローバル人材育成の推進や民間企業との連携強化、被災地支援に関する取組について高く評価できるところ、ボランティア経験者の知見・経験の社会還元とその広報活動についても更に促進させるべく、継続的な取組を期待する。</p> <p>また、NGO連携等については、地球ひろば（広尾センター）の機能は市ヶ谷に移転されることとなったが、NGOや他機関との連携等を通じて、市民が参加しやすい様々な国際協力プログラムを引き続き実施できるよう、積極的に取り組んで頂きたい。また、開発教育・国際理解教育支援、及びNGO等の能力向上・組織強化のための支援を引き続き強化していくことが求められる。</p> <p>開発教育支援については、学校などでの出前講座、教員等指導者研修などの現行の活動に加えて、NGO、自治体との連携活動との融合など、幅の広い活動を一層促進することが期待される。</p>	
		<p>(iii) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取組など教育現場との連携を実施する。 ●開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力経験者による体験還元（出前講座）の実績 ・国内機関訪問への対応実績 ・開発教育に関するJICAホームページの充実 ・教員の国際協力現場への派遣実績 ・開発教育に関する研修の実施実績 ・プログラムに参加した教員に対するフォローアップ状況 	小No.16: ハ		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ホ) 海外移住(法第13条第1項第5号)	<p>本事業を推進するに当たっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をも併せもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意する。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を図りつつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構で実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について中期目標期間中に段階的に廃止する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点化の状況 経済・技術協力との連携の実績 日本語研修の見直し 調査統計事業及び営農普及事業の段階的な廃止に向けた取組 (参考指標：海外移住資料館の入館者数、ホームページアクセス数) 	小No.17: ハ	中No.9: ハ	<p>平成23年度は、海外移住審議会意見に基づく政策の下、日系社会の動向・要望に係る情報収集を行いつつ、海外移住事業の高齢者福祉及び人材育成への重点化を図った。また、22年度に引き続き、一般の経済・技術協力の枠組の中で日系社会の支援を併せて行った。日系研修員受入事業で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する継承日本語集団研修5コースおよび日本語学校生徒研修については、政府の検討結果を踏まえ、上級2コースを24年度中に国際交流基金に移管することとした。なお、営農普及事業については22年度の事業をもって終了し、23年度からは実施を取りやめた。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。</p> <p>なお、海外移住事業については外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報に引き続き取り組み、海外移住に関する知識の一層の普及を期待する。</p>
	(ヘ) 災害援助等協力(法第13条第1項第6号及び第2項)	<p>開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i) 国際緊急援助隊派遣の実施に当たっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図る。</p> <p>(ii) 緊急援助物資供与の実施に当たっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また、援助物資供与後、被災国との物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標時間内(被災国の要請受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に本邦を出发)の救助チームおよび医療チームの派遣実績 訓練実績及び研修・訓練を反映した救助活動の実施状況 適切な規模及び内容の物資供与実績及びフォローアップの実施状況 NGOとの連携実績 	小No.18: □	中No.10: □	<p>平成23年度は、救助チーム及び医療チームの実派遣を要する災害はなかったが、ロシア石油精製工場爆発火災及びタイの洪水災害に対し専門家チームの派遣を実施した。特にタイの洪水においては、都市インフラの安全対策のための各種専門家派遣を迅速に行ったほか、国際緊急援助隊法施行以来、初めての排水ポンプ車による大規模かつ迅速な排水支援の実施により、現地の工業団地等の早期復旧に大きく貢献するとともに、今後の日本の緊急援助に新たな方策が加わった。</p> <p>救助チームについては、都市型災害救助チームの国際的評価の中で最高位の「重(ヘビー)」級認定を21年度に取得していることを踏まえ、世界最高レベルの援助の質を維持・向上すべく、23年度は研修・訓練プログラムの一層の改善を進めた。医療チームについては、従来の診療所機能から、災害発生後72時間以内のニーズが高い救命医療期への対応を強化することを目的に、手術モジュールに関するガイドラインの作成及び研修並びに機材導入等を行い、24年度から実派遣において手術が行えるよう大規模な見直しを行った。加えて、災害救助に関する国際的な枠組みである国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)への積極的な貢献を通じて、「重(ヘビー)」級を保持する日本の災害緊急援助に関する知見を国際社会に発信する一方、世界の最新情報を踏まえて日本の技術水準の向上にも努め、他国機関やNGO等との連携も強化した。また、緊急援助実施時に迅速かつ適正に諸手続きを行うために、マニュアルの作成やシミュレーションの実施など、平時における体制整備を強化した。物資供与に関しては18カ国に対する19件を迅速に実施するとともに、より効果的な物資供与が可能となるよう備蓄倉庫の見直しを行い、世界食糧計画(WFP)の倉庫の活用を開始した。</p> <p>さらに、東日本大震災での経験を通じて得られた教訓を国際緊急援助隊の関係者や国際社会と共有したほか、国内激甚災害への機構の関わり方について検討を行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調」であり、優れた実績を挙げている。</p> <p>なお、タイ洪水災害支援においては、排水ポンプ車での対応を高く評価するところ、被災地のニーズを的確に把握し迅速に対応できる体制づくりが一層強化されることを期待する。また、こうした優れた支援活動が日本国民に周知されるよう、広報活動にも取り組んで頂きたい。さらに、災害緊急援助にあたっては、必要な支援が適正かつ平等に行き届くようにより一層取り組むことが期待される。</p>
	(ト) 人材養成確保(法第13条第1項第7号)	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成及び確保に努める。そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供及び相談業務、人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ●援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。 ●人材育成をさらに幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。 	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数 専門家等登録件数 能力強化研修等の実績 インターン受入の実績 大学との連携講座の実績 	小No.19: ハ	中No.11: ハ	<p>国際協力人材の確保及び需要とのマッチングの促進の観点から、国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」において、情報発信の活発な団体層の発掘や登録団体が有用な機能を認知するための取組を行い、新規登録団体数や情報提供件数の増加に繋がった。</p> <p>特に、情報提供件数は4,379件と、22年度から1,000件近く増加した。また、個人向けサービスの提供については、国際協力人材の裾野拡大を目的とした取組を行い、23年度から新規に導入した簡易登録の登録者数が2,400名を超えた。また、東日本大震災後の対応として、復興支援関係の求人情報を掲載し、復興支援への参加を希望する個人と復興支援に乗り出したPARTNER登録団体とを結び役割を果たした。</p> <p>これまで実施していた国際協力におけるキャリア相談についても、夜間や土曜の相談を可能とする等、対面相談の体制強化を行い、対面相談の数を前年比70件強増加させるに至った。</p> <p>人材養成ニーズも踏まえた「能力強化研修」についても引き続き適切に実施したほか、インターンをはじめとする大学等と連携した人材養成については、新たな取組として、国際協力の実務者育成の観点から、現地の技術協力プロジェクト等での司法修習生や若手医師の受入れを実施した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。</p> <p>なお、統合効果の発揮に貢献する、実践力のある専門家の養成・確保に向けた取組を期待する。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(チ) 調査及び研究(法第13条第1項第8号)	開発途上国及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、戦略的、効果的な事業を実施するために必要な調査及び研究を行う。また、それらの成果に基づき対外発信の充実に努める。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・調査研究及び対外発信強化の取組</p> <p>・新研究所の体制整備</p>	小No.20: □	中No.12: □	<p>平成23年度は、4月に着任した新所長の下で、研究体制の整備、研究の実施及び対外発信の強化について積極的に取り組み、これまでの水準を上回る成果を生み出した。</p> <p>研究体制の整備については、新たに「調査分析タスクチーム」と「社会調査タスクチーム」を設置した。前者は、開発援助に関連する研究動向に関する文献レビューなどを機構内部向けに発信しており、機構内の職員がさまざまな研究成果に触れかつそれらを業務に活用するための環境整備に貢献した。後者は、研究所が実施するさまざまな社会調査について、学術的な観点からの品質管理や調査経費の適正化に向けてルール作り・相互レビューなどを行いつつ、同時に将来における研究データの対外公開に向けての準備を進めた。</p> <p>23年度は、第三者評価委員会を設立するとともに、その指摘に基づく取組を推進し、企画・事業実施部門との連携強化に向けた定期協議の開始や事業部門との連携による研究プロジェクトの立ち上げ、機構内外への発信方法を受け手のニーズに応じて改善するなどの一連の具体的な取組を進めた。これらの取組を踏まえ、23年度の研究所の刊行物に対するアクセス数が前年度比1.5倍増にあたる9万件を超えるなどの成果が得られた。</p> <p>研究の質の向上については、研究所の予算が一層縮減される中で更なる効率化に努めつつ、質の高い内部人材の確保と内外の研究機関等との連携の強化を図った。引き続き国外の一線級の研究者による査読や研究所内の審査委員会による審査を徹底し、国際水準の研究レベルを保ちつつ、量的にもそれ以前の水準を超えた生産性を達成した。</p> <p>機構事業へのフィードバックに関する研究については、幅広い分野の事業について、事業部門及び国内外の研究機関と密接な連携を図りつつ進めた。アフリカにおける中小企業振興の経験をまとめた論文はノーベル経済学賞の受賞者であるコロンビア大学のスティグリッツ教授との共同研究の一環として書籍に収録され、国連本部でのセミナーでも発表された。加えて、機構の事業経験を歴史的に振り返る作業も進め、書籍を2冊刊行した。</p> <p>国際的な援助潮流の形成に知的貢献を図るべく研究成果の対外発信も強化し、23年度に国内外で開催・共催した国際シンポジウムやワークショップは23回を数え、22年度からほぼ倍増した。「第4回援助効果向上のためのハイレベル・フォーラム」(HLF4)には研究所長がパネリストとして登壇し、キャパシティ・ディベロップメントや南南協力に関する機構の知見を発信した。また、ブラジル「セラード農業開発」を巡る南南協力についての研究を進め、その成果は、24年6月のリオ+20会議におけるサイドイベントの企画に結びついた。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、引き続き運営改善に努め、政策に反映され、また他国の参考ともされうるような研究成果の一層の発現を期待する。</p>
	(リ) 受託業務(法第13条第3項)	外務大臣が適当と認める場合、開発途上地域と我が国内外の国際協力に携わる幅広いリソースとの連携に係る一手段として、本邦又は外国において、政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行う。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・受託の実績</p>	小No.21: ハ	中No.13: ハ	<p>平成24年1月には、アフガニスタンにおける、結核対策支援に関する世界エイズ・結核・マラリア対策基金の資金受入責任機関業務の受託事業に関して、世界基金と契約を締結し、2年間で2.7億円程度を受託した。</p> <p>また、24年6月には、外務省との間で「政府開発援助海外経済協力事業委託費にかかる契約関係事務支援業務」に関する受託事業の契約が締結された。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。</p>
3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)	(1) 予算(人件費の見積を含む。)別表1	運営費交付金を充当して行う業務については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・保有資産の売却等、施設利用収入等自己収入の確保、固定的経費の節減等の実績</p> <p>・債権回収の実績</p> <p>・ドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担の軽減に関する方策の実施状況</p> <p>・アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア共和国の償還計画の見直し</p> <p>・寄附金の管理・運用状況</p>	小No.22: ハ	中No.14: ハ	<p>保有資産の売却に関し、中期計画において処分を計画した資産のうち平成22年度に売却した物件について、23年度はその売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付した。自己収入のうち雑収入は22年度比で110百万円の減収、固定的経費は事務所賃料の見直し等により、22年度比で275百万円節減した。</p> <p>また、融資事業の債権回収については、海外投融資事業としての関連法人への貸付を含め、適切に行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。</p> <p>なお、第3期中期目標期間の財務諸表におけるセグメント情報の充実、財務諸表の概要の公表なども検討すべきである。</p>
	(2) 収支計画 別表2	保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。				
	(3) 資金計画 別表3	融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。				
		国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。				

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
4. 短期借入金の限度額		一般勘定 670 億円 有償資金協力勘定 1,500 億円 理由: 一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.23: ハ	中No.15: ハ	限度額の範囲内において、借入と返済を行った。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		東京国際センター八王子別館の土地・建物、職員住宅、保養所、箱根研修所の処分を計画(平成23年度末までに譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。)	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.24: ハ	中No.16: ハ	平成23年度は、独立行政法人通則法の改正を踏まえて不要財産と整理された保有資産について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘を踏まえて、22年度に売却した56物件の売却収入を国庫納付するとともに、新たに区分所有の職員住宅38物件を売却し、国庫納付した。売却にあたっては、22年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。 また、施設整備資金については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に沿って、施設整備資金の23年度末残高14.6億円を国庫納付する。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。 なお、不要財産と整理された保有資産の売却方法については、今後も一層の工夫と適正な情報公開に向けた取組を期待する。
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、タイ国事務所土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅、保養所の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.25: ハ	中No.17: ハ	本中期目標期間中に処分を計画している各資産について、計画通り準備又は売却手続きを進め、タイ国事務所土地・建物の売買契約を締結した。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。 なお、保有資産の売却方法については今後も一層の工夫を期待する。
7. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)		剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.26: -	中No.18: -	-
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(1) 施設・設備に関する計画	業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。 平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画 (単位: 百万円) 施設・設備の内容 財源 予定額 中部国際センター建替え 施設整備資金 2,049 本部及び国内機関等施設整備・改修 施設整備資金 7,245 計 9,293 (注記) 金額(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの)については見込みである。単位未満四捨五入の関係上、合計が一致しない。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.27: ハ	中No.19: ハ	平成23年度の本部・国内機関施設整備・改修工事については1,596百万円を予定していたが、入札を踏まえた契約金額が計画額を下回ったこと等から、実際の執行額は907百万円となった。 以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)人事に関する計画	<p>(イ)方針 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲をさらに引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。 ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制において、各援助手法の習熟に資する職員研修を推進する。 <p>(ロ)人員に係る指標 期末の常勤職員数 1,827人 中期目標期間中の人件費総額見込み(「3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画(本項において有償資金協力勘定を除く。)」にて記載のもの) 64,643百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の評価の実施状況 ・適材適所の人事配置 ・職員の能力開発の機会の提供実績 ・期末の常勤職員数 ・人件費の支出実績 	小No.28: □	中No.20: □	<p>平成23年度は、22年度に一部改訂された新人事制度についての職員の理解の促進と適切な運用の定着を図る観点から、人事制度評価ハンドブック第二版を作成し、全職員に配布するとともに、新任管理職等を対象とした評価者研修を実施した。23年度においても、職員の制度に対する理解度及び現状認識に関するアンケート調査を実施した結果、新人事評価制度等の理解度は、制度改訂直後であった22年度の5割程度から7割を超える水準に向上した。</p> <p>また、統合後の組織において職員が備えるべき能力の開発に向けた研修の拡充と能力の発揮につながる適材適所の人事配置を引き続き進めてきた。具体的には、現場主義の強化を念頭に、海外拠点の機能強化につながる配置を進めた。また、22年度に導入した管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性をいかすことのできる部署への配属を推進した。同じく22年度に導入した、若手職員に対して中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」についても着実に実施するとともに、「男女職員のワークライフ・バランス推進」の観点から「JICA行動計画」を改訂した。</p> <p>さらに、行政刷新会議による事業仕分けの結果を受けた外部委託業務の一部直営化を効果的・効率的に実施するため、特定の業務についてその業務に習熟する人材を配置する特定職系を導入し、併せて「人事制度ハンドブック」を改訂した。</p> <p>職員の能力開発については、新たに導入された特定職向けの研修を実施する等、階層別研修を一層充実させるとともに、事業マネジメント能力等の向上に資するよう各種専門研修を実施した。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等で指摘を受けている在勤手当については、外部有識者の意見も踏まえつつ、今後の制度のあり方について引き続き検討を進めた。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画を「上回って順調であり、優れた実績を挙げて」いる。</p> <p>なお、人事政策全体として統合効果発現等につながる的確な取り組みを進めてきたが、従前の機構の組織、人材の強みをいかにしながら新たな課題(プログラム・アプローチ等)に対応できるよう、更なる職員能力の強化に加え現地職員等を含めた幅広い人事マネジメントを期待する。今後もワークライフバランスの向上に向けた努力が求められる。また、在勤手当については、早急な検討が求められる。</p>
	(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第31条第1項及び法附則第4条第1項)	<p>(イ)前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前中期目標期間中に完了しなかった業務(有償資金協力業務を除く。)の財源に充てることとする。</p> <p>(ロ)前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令(平成15年政令第409号)附則第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正後の独立行政法人国際協力機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.29: ハ	中No.21: ハ	<p>第1期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金について、法令等に基づき、改正機構法の施行に伴う組織及び業務の統合に関連した支出の財源に充当するものとして、平成19年6月に承認を受けた。23年度は、システム等統合経費として146百万円を支出した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。</p>
	(4)中期目標期間を超える債務負担	中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	中期目標期間を超える債務負担の実績	小No.30: -	小No.22 -	-

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(5) その他中期目標を達成するために必要な事項 (イ) 監査の充実	外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・監査の実績</p>	小No.31: ハ	中No.23: ハ	<p>平成23年度の監査の充実については、会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づき、組織的なフォローアップを行った。</p> <p>コンプライアンス態勢の強化に向けては、各海外拠点において、現地法令や慣習を踏まえて現地版のコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、現地職員を含め、事務所員へのコンプライアンス研修を実施した。また、各役職員の業務の内容や役割に応じた研修に加え、コンプライアンスに係る新たな課題への対応として、反社会的勢力への対応やインサイダー取引防止に係る研修等を通じ、役職員等のコンプライアンスの理解度向上や意識醸成を図った。内部統制強化に向けた取組としては、部署別年間業務計画においてリスクモニタリングの枠組を導入するとともに、第1回内部統制理事会を実施し、内部統制に係る基本方針や組織全体の重要リスクについて審議した。</p> <p>法人の長のマネジメントについては、理事長がリーダーシップを発揮しつつ組織運営・業務遂行に当たるとともに、機構が取り組むべき重要かつ組織横断的な課題を設定し、理事会において取組状況を確認しつつ、今後の課題を継続的に議論してきた。また、職員に対して法人のミッションを周知徹底するための方策として、海外拠点の長が一時帰国した際の意見交換会や現地職員の本邦研修における意見交換等、コミュニケーションの場を積極的に設けてきた。</p> <p>監事監査の対応については、「平成22年度国際協力機構監事監査報告」における31項目の提言について、機構内全体に周知し、各部署は提言を受けて迅速な対応を行い、業務改善等に取り組んだ。取組結果については、「『平成22年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について(報告)」として取りまとめ、理事長から監事に提出した。</p> <p>各年度の業績評価については、平成23年度は、引き続き内部評価体制(業績評価委員会及び外部検討委員)を活用し、22年度の業務実績報告の取りまとめ及び自己評価を行い、評価結果については、組織内で周知を図るとともに、的確に業務運営に反映した。また、23年度は第2期中期目標期間の最終年度であったため、機構内外からの指摘事項等を踏まえ、第3期中期計画の策定を行った。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画等の実施状況は計画通り「順調」である。</p>
	(ロ) 各年度の業績評価	各年度の業績に関し、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、業務運営に反映させる。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映</p>	小No.32: ハ		